

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年 6月30日 |
| 【会社名】 | 飯田グループホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | Iida Group Holdings Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 西河 洋一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都西東京市北原町三丁目2番22号 |
| 【電話番号】 | (042)452-5888(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経営企画部長 青柳 秀樹 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都西東京市北原町三丁目2番22号 |
| 【電話番号】 | (042)452-5888(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員経営企画部長 青柳 秀樹 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第2期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金19円

第2号議案 定款一部変更の件

当社グループの事業の現状に即し事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため現行定款第2条(目的)を変更する。

業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても新たに責任限定契約を締結することができるよう、当社定款第28条第2項及び第37条第2項の規定を変更する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、森和彦、西河洋一、佐々野俊彦、山本重穂、久林欣也、堀口忠美、兼井雅史、西野弘、松林重行、小寺一裕の10氏を選任する。

第4号議案 監査役1名の件

監査役として、金子竜幸氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|--------|-----------|---------|--------|------|------------------|
| 第1号議案 | 2,427,016 | 2,307 | 49 | (注)1 | 可決(99.90%) |
| 第2号議案 | 2,380,681 | 35,527 | 13,164 | (注)2 | 可決(98.00%) |
| 第3号議案 | | | | | |
| 森 和彦 | 1,937,591 | 491,728 | 49 | | 可決(79.76%) |
| 西河 洋一 | 1,978,803 | 450,516 | 49 | | 可決(81.45%) |
| 佐々野 俊彦 | 2,361,059 | 68,262 | 49 | | 可決(97.19%) |
| 山本 重穂 | 2,360,971 | 68,350 | 49 | | 可決(97.18%) |
| 久林 欣也 | 2,361,140 | 68,181 | 49 | (注)3 | 可決(97.19%) |
| 堀口 忠美 | 2,360,824 | 68,497 | 49 | | 可決(97.18%) |
| 兼井 雅史 | 2,361,134 | 68,187 | 49 | | 可決(97.19%) |
| 西野 弘 | 2,361,125 | 68,196 | 49 | | 可決(97.19%) |
| 松林 重行 | 2,360,673 | 68,648 | 49 | | 可決(97.17%) |
| 小寺 一裕 | 2,377,296 | 52,025 | 49 | | 可決(97.86%) |
| 第4号議案 | | | | | |
| 金子 竜幸 | 2,361,011 | 68,312 | 49 | (注)3 | 可決(97.19%) |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上